



空家バンク制度の充実

空家バンク制度とは、空家等を譲渡または賃貸したい所有者などと、空家等を探している活用希望者のマッチングを図る制度です。

橋本市では、平成27年度に「わかやま空家バンク」の登録窓口を設置し、空家等の流通への取組みをスタートしました。令和2年度には橋本市独自の空家バンク制度を創設しています。これまでに1500件程度の空家等を取扱い、100件以上の物件が譲渡または賃貸の成約に至っています。

「書かない窓口」で負担軽減

橋本市では、行政手続きの電子化、簡略化に取組んでおり、空家等対策に関する手続きは全て電子化しています。空家バンク登録の電子申請は左上の二次元コードを読み取るか、インターネットで「橋本市 空家バンク登録」と検索してください。



▲橋本市空家バンクのホームページ

▲空家バンク登録の電子申請

空家バンクに登録後は

さまざまな方法で物件情報をPR

- ①市ホームページで物件情報を公開
登録手続きの完了後、市のホームページで物件情報を公開します。それぞれの物件の売却価格や地区、土地や建物の面積、構造などの詳しい物件情報、間取り、建物の状況がわかる写真を確認することができます。



②Instagramで動画配信

物件の状況が伝わりやすいように、Instagramの橋本市空家バンク公式アカウント「はしもとイエスタ @ashimoto_city」では、登録物件を撮影した動画を確認することができます。



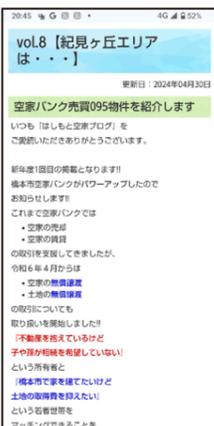
▶はしもとイエスタ



▲AYIBANK_HASHIMOTO_CITY

③はしもと空家ブログ

空家家に関する行政サービスの情報や登録物件の周辺地域についても紹介できるよう、市ホームページ上に「はしもと空家ブログ」を掲載しています。



空き家に関する相談体制の充実

空き家の課題は、管理や解体の費用の問題、共有名義や相続などの権利の問題、土地の形状や接道状況などによる利便性や価値の問題など、さまざまな問題が複雑に絡み合っていることが多く、解決するためには建築、不動産、法律などの専門的な知識を必要とします。橋本市では、悩みを抱える所有者向けに、相談体制を充実させています。

空き家相談センターわかやまに相談

空き家相談センターわかやまは、和歌山県内の空き家に関する売買や賃貸、解体、相続などあらゆる相談に無料で対応する相談窓口です。電話やオンラインで相談できます。

運営している一般社団法人ミチル空間プロジェクトは、令和



6年2月15日付けで橋本市の空家等管理活用支援法人として指定を受け、橋本市の空家等対策を支援する活動を行なっています。

●空き家相談センターわかやま
和歌山県和歌山市12番丁9
リヴァージュ十二番丁502
☎073142716070
午前10時～午後7時
(日曜、祝日、年末年始を除く)



▲空き家相談センターわかやまの紹介ページ



▲一般社団法人ミチル空間プロジェクトの皆さんと平木市長

東京・大阪で空き家に関する出張セミナー・相談会を開催

令和6年度は、遠方に在住している所有者やその家族を対象に、適切な管理や、将来に向けた相続準備、活用可能な空き家の空家バンクへの登録を促すため、一般社団法人ミチル空間プロジェクトと共同で、セミナーと個別相談会を東京・大阪で出張開催しました。東京と大阪であわせて19人がセミナーに、20組が相談会に参加されました。相談者からは、「なかなか橋本市に帰る機会もなく空き家のことが気になっていて、専門家が遠くまで来てくれて相談できてよかった。本当にありがたい」と喜んでいただきました。



▲大阪会場での相談会の様子



▶東京会場でのセミナーの様子

空き家に関する相談をお待ちしています。

空き家は人が住んでいなくても固定資産税が課税されます。また、管理が不十分だと周囲に悪影響を及ぼし、場合によっては所有者責任を問われることもあります。しかし、家を必要とする人に新しい所有者になってもらい活用していただければ、地域の活性化につながるかもしれません。ぜひ、一度ご相談ください。

●問合せ
建築住宅課
☎3311115



▲建築住宅課職員が、空き家対策を評価され職員表彰を受けました。